

和 光 市 景 観 計 画

平成 2 1 年 1 2 月

和 光 市

目 次

	頁
序 章 計画の基本的事項等 -----	1
1 策定の背景 -----	1
2 計画の目的 -----	1
3 計画の位置付け -----	1
4 本市における“景観づくり” -----	2
5 景観づくりに向けた各主体の役割 -----	3
6 本市の景観特性と課題 -----	4
 第1章 景観計画区域 -----	16
 第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 -----	16
1 景観づくりの目標 -----	16
2 景観づくりの基本方針 -----	16
3 景観づくりの方針 -----	17
4 ゾーン別の景観形成方針 -----	23
 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 -----	28
1 良好な景観の形成のための行為の制限 -----	28
2 良好な景観を形成するための届出対象行為 -----	29
3 景観形成基準 -----	30
4 色彩の制限基準 -----	32
5 勧告基準 -----	35
6 変更命令基準 -----	35
 第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 -----	36
1 景観重要建造物 -----	36
2 景観重要樹木 -----	37
 第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 -----	38
 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項 -----	39
 第7章 景観づくりの推進 -----	40
1 協働による景観づくり -----	40
2 できるところから始める景観づくり -----	40
3 景観づくりを推進するための市の取組 -----	41
4 計画の見直し -----	42

序章 計画の基本的事項等

1 策定の背景

本市は、都心に近く、交通の利便性もよいことから人口の増加、集合住宅等の開発が進み、東京近郊の住宅都市として発展を遂げてきました。

本市においては、武蔵野台地の末端に位置し、低地や崖線などが入り組む多様な地形で構成されており、荒川や新河岸川、白子川などの河川が流れ、屋敷林や社寺林などの緑が点在しています。また、東京外かく環状道路などの道路や東武東上線などの鉄道が通り、住宅や工場などの様々な建築物が立地しています。本市のまちなみは、まちの発展の歴史を経て、人々の生活の営みや事業活動との関わりの中で形成されてきました。

しかし、都市化の進展や生活の変化に伴い、湧水、斜面林などの身近な自然が失われつつあり、旧川越街道沿いなどの歴史文化を伝える地域資源への影響が懸念されています。また、市の北側の低地部では、資材置場などによる周辺景観への支障が生じてきています。

一方、国においては、国民の景観に対する意識の高まりとともに、自治体の実効性を発揮できるような法的な仕組みを整えるため、平成16年6月に、我が国初の景観についての総合的な法律である景観法を制定しました。

埼玉県では、平成元年に埼玉県景観条例を制定し、大規模建築物の外壁の色彩などについて景観の誘導を行ってきました。平成19年には、景観法に基づき埼玉県景観条例を改正するとともに埼玉県景観計画を策定しました。

本市では、これらの運用のもと、適切な景観の誘導に取り組んできました。また、平成18年12月に、市と市民と事業者が安全・安心で快適な活力のあるまちづくりを進め、住みやすいまちをつくることを目指して、「和光市まちづくり条例」を制定しました。都市と自然との調和を大切にしたい良好な環境及び景観を創出するまちづくりという理念を掲げたこの条例により、協働による景観づくりを進めていく足掛かりを得たといえます。

このような中、本市の特徴を生かした地域性豊かな景観に配慮したまちづくりをさらに進めていくとともに、良好な景観の誘導を図るため、和光市独自の景観条例の制定を目指すとともに、景観計画を策定することとしました。

2 計画の目的

和光市景観計画（以下「本計画」といいます。）は、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進し、市民のまちへの愛着や誇りを育み、良好な景観を次世代に継承していくことを目的とします。

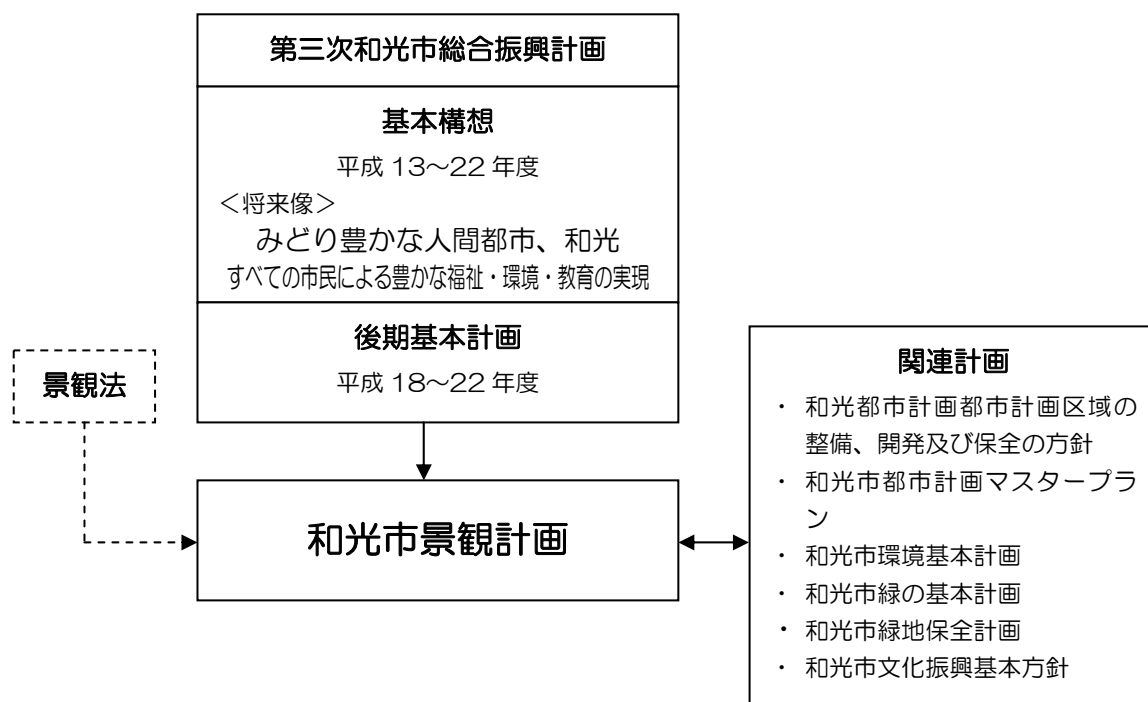
3 計画の位置付け

本市では、将来都市像「みどり豊かな人間都市、和光～すべての市民による豊かな福祉・環境・教育の実現～」の実現を目指し和光市第三次総合振興計画を平成13年3月に策定しました。

この構想に基づく施策を具体化する後期基本計画において豊かな緑や湧水、農地などの自然を本市の大事な地域資源と位置付け、景観形成を図ることを定めています。

本計画は、景観法に基づく景観計画と位置付けられるものであり、和光市基本構想の趣旨を受け、和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、和光市都市計画マスタープランに適合した計画となります。また、和光市環境基本計画や和光市緑地保全計画、和光市緑の基本計画などの部門別計画とも連携を図ります。

●計画の位置付け



4 本市における“景観づくり”

都市と自然との調和を大切にする景観づくり

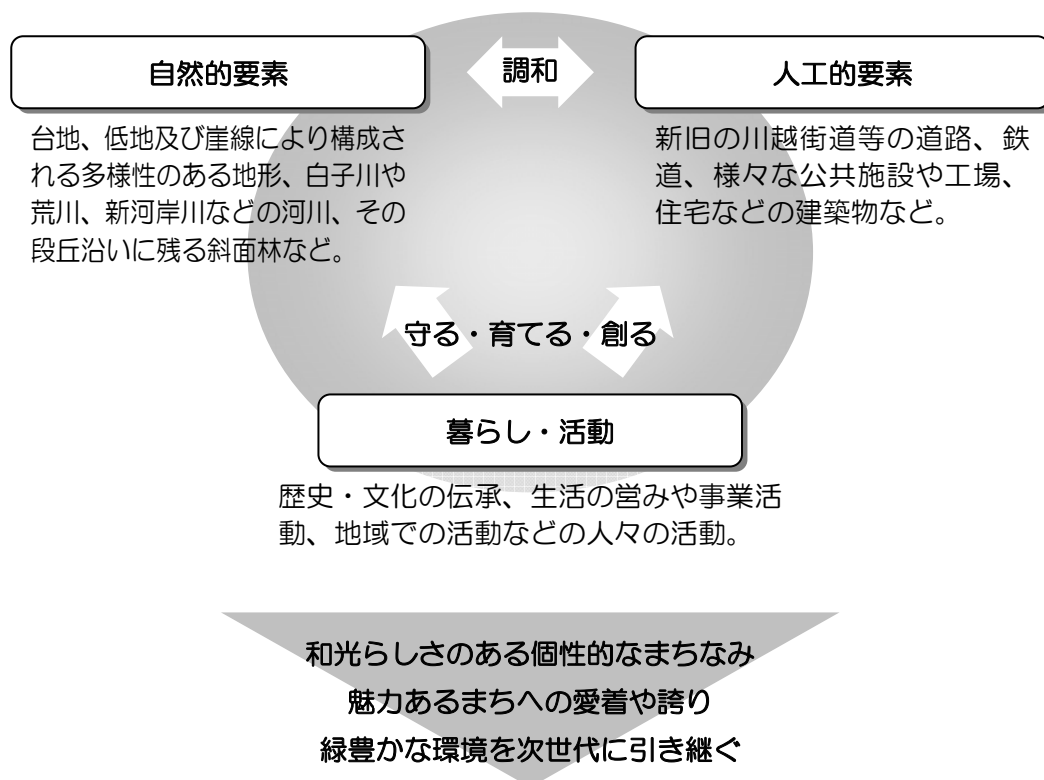
景観は、それぞれの地域の歴史や季節などの時間の流れを通じて自然や人やもの（建築物等）が織り成す“眺め”であり、私たちをとりまく“環境”の要素であるといえます。

本市においては、市域の基本的な構造（土台）をつくる自然の地形、白子川や新河岸川などの河川、その段丘沿いにわずかに残る斜面林などの“自然的要素”、新旧の川越街道等の道路、東武東上線の鉄道構造物、様々な公共施設や工場、住宅などの建築物などの“人工的要素”があります。さらに、自然的要素や人工的要素を背景に、歴史・文化の伝承、生活の営みや事業活動、地域での活動などの人々の関わりがあります。

しかし、自然的要素や人工的要素が混在しているだけでは、まちの特色や地域の個性を見出すことはできません。例えば、洗練された建築物や構造物を建てたとしても、周辺の緑や歴史的資源との調和がなければ、地域の景観を損ねることになります。一方で、まちを縁取る斜面林や河川、歴史の面影を残す白子宿などの“まとまり”や“連なり”を持ったまちなみ、それ

それぞれの地域ごとの個性あるまちなみは、より豊かな眺めを感じさせます。

このようなことから、本市における“景観づくり”は、まちの主役である市民の積極的な関わりを通じて、都市と自然との調和を大切に、和光らしさのある個性的なまちなみを守り、育て、創っていく取組といえます。



5 景観づくりに向けた各主体の役割

本市の景観づくりを推進するに当たっては、公共空間だけでなく、市民や事業者などが所有する空間も景観を構成する要素としてとらえることが大切です。

そのため、市民、事業者及び市の各主体は、それぞれの自主的な取組はもとより、連携・協働による取組を実践していくことが期待されます。また、お互いに、それぞれの景観づくりにおける権利や立場、感性を尊重することが欠かせません。

(1) 市 民

ア 景観づくりに関する関心及び理解を深め、積極的な役割を果たすよう努めます。

イ 市が実施する景観づくりに関する施策に協力します。

(2) 事業者

ア 土地の利用等の事業活動に関し、景観づくりに自ら努め、積極的に貢献するよう努めます。

イ 市が実施する景観づくりに関する施策に協力します。

(3) 市

- ア 本市の景観づくりの促進に関し、国・県との適切な役割分担を踏まえて、市域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施します。
- イ 景観づくりに関する意識の啓発及び知識の普及等を通じて、市民及び事業者の関心及び理解を深めるよう努めます。
- ウ 市民及び事業者による景観づくりに関する取組を支えるために適切な支援を行うよう努めます。
- エ 公共施設の整備に当たっては、景観づくりに十分配慮し、率先して景観づくりに努めます。

6 本市の景観特性と課題

(1) 本市の成り立ち

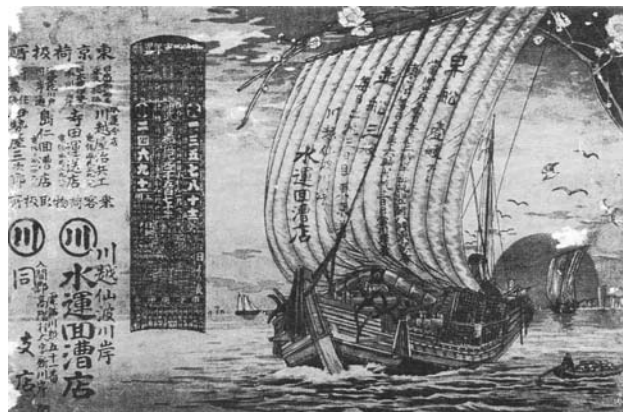
ア 古代～中世・・・古くからの生活の営み

本市域では、武蔵野台地の辺縁部において縄文時代や弥生時代の遺跡が密集し、古来の人々の生活の痕跡が確認されています。安土桃山時代に入ると白子宿が開設され、まちとしての発展が始まったと伝えられています。

イ 近世（江戸時代）・・・畑作地帯としての発展、陸運・舟運の活発化

江戸時代に入ると、中世以来の軍事的かつ経済的な拠点であった川越と江戸を結ぶ川越街道の陸運が活発化し、新河岸川や荒川の舟運路が開かれました。大都市江戸を控えた畑作地帯として発展が進み、農産物を出荷し、肥料を買うなど、江戸とのつながりを深めました。

●新河岸川を上下した早船の引札（広告） 明治43年



資料：和光市ふるさとガイドマップ（和光市）

ウ 近代（明治時代～第二次世界大戦前）・・・鉄道の開通と小軍都への変貌

明治期以降は、交通通信が発達しました。明治期には警察・郵便・消防などが置かれ、大正3年には東上鉄道（池袋－田面沢（現在の川越市－霞ヶ関間に位置）間）が開通し、昭和

9年には新倉駅が開設されました。昭和12年に始まった日中戦争を契機に、のどかな田園風景の新倉・白子両村は一変し、軍需施設が相次いで進出し、次第に小軍都へと変貌していきます。昭和18年、両村が合併して「大和町」が誕生しました。

エ 現代（第二次世界大戦後）・・・工場進出と市街地の整備が進む

昭和28年の本田技研工業の進出を契機に積極的に工場誘致され、昭和39年の東京オリンピックの開催に伴う周辺道路の整備、西大和団地をはじめ、返還された基地跡地への住宅の拡大が進展しました。人口の急増と都市化の波の中で、昭和45年の市制施行によって「和光市」が誕生しました。

この市名は、住民からの公募により選ばれたもので、“平和・栄光・前進”を象徴し、明るく住みよいまちに躍進するようという願いが込められています。

●和光市の市街地形成の沿革

【大正初期】

大正3年に東上鉄道の池袋－田面沢間が開通しました。

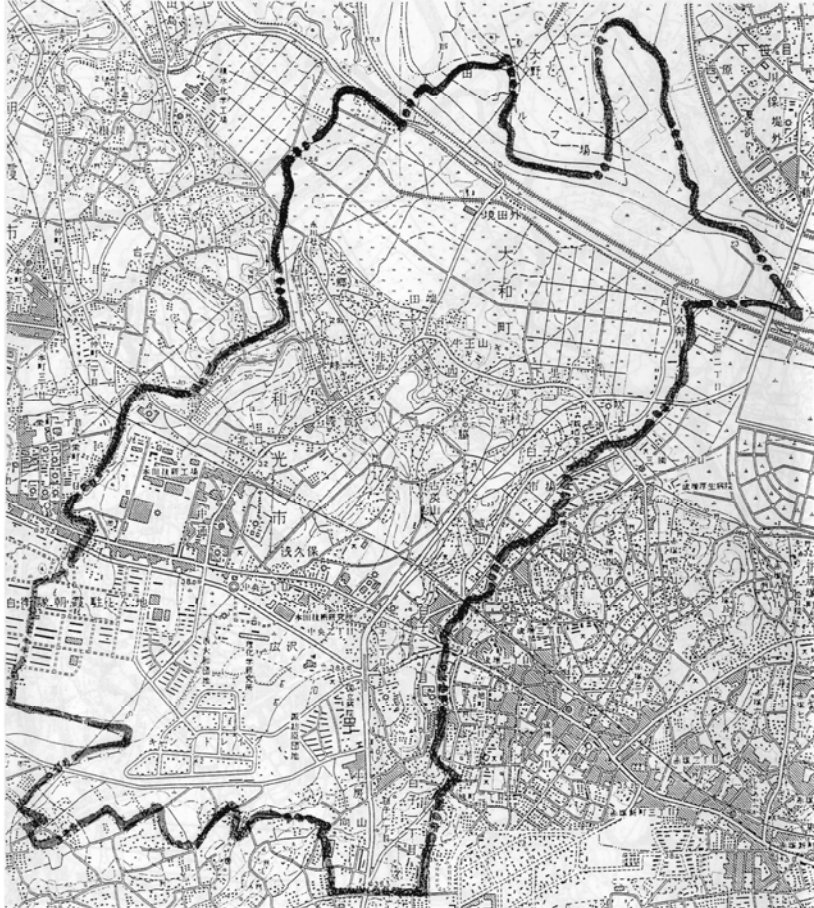
川越街道沿いに市街地（町や集落）が見られますが、周辺一帯は農地や樹林地が広がっています。



【昭和 30 年代】

第二次世界大戦後、やや落ち着きを見せ始めたころです。

戦時中に進出した軍需会社や、陸軍予科士官学校等の跡地が残り、小軍都であった名残が見られます。

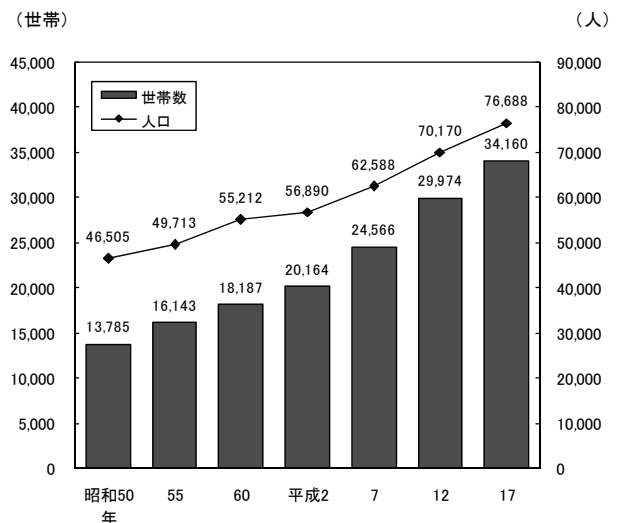


(2) 本市のまち及び景観の特徴

ア 東京近郊の住宅都市、研究施設都市

本市は、埼玉県南東部にあり、西側に朝霞市、北側に荒川を挟んで戸田市と境を接し、東側及び南側で東京都（板橋区及び練馬区）と隣接しています。市域は都心から 15～20km 圏内にあり、市内に東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線の 3 つの鉄道、東京外かく環状道路などの幹線道路が通っています。このような地の利を生かして、東京近郊の住宅都市として、また広大な敷地を利用した研究施設のあるまちとして発展しつつあります。

● 国勢調査による人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

イ 変化に富んだ地形

本市の地形は、市域の大部分を占める武蔵野台地と、北部の新河岸川や荒川沿いの低地から構成されています。台地と低地の境には、武蔵野台地特有の河岸段丘による高低差 5～10 m 程度の崖地が東西に連なっています。さらに、白子川や谷中川、越戸川が流れ、起伏に富んだ地形をしています。

ウ 崖線の緑と湧水

市内の崖線沿いには、落葉樹を中心とした斜面林が残っています。また、崖線に沿って各所に湧水が見られ、これらは生活用水として利用されてきました。特に、白子一帯では、豊かな水量の湧水が集まる白子湧水群、緑の連なりを形成する斜面林、白子宿の歴史・文化などがあいまって、特徴的な景観を形成しています。

市内各所に点在する屋敷林や社寺林、農地は、武蔵野の面影をしのばせる良好な自然環境として残されています。

エ 四季の移り変わり

春には、斜面林に新緑が芽生え、カタクリやニリンソウなどの野草が花を咲かせます。新河岸川沿い、和光樹林公園及びその周辺のサクラには、花見客が多く訪れます。秋には、国道 254 号から和光樹林公園に至る道沿いのケヤキ並木、神社仏閣にあるイチョウが黄色く色づきます。

畑や民家の庭先、ふれあいの森などにおいても、四季折々の風景が見られ、人々の目を楽しませてくれます。

オ 歴史文化を伝える地域資源

旧川越街道沿いや白子宿は、社寺や古い民家があり、宿場町としての面影を残しています。また、市内には、吹上観音堂や地福寺、妙典寺などの社寺が点在するほか、郷土芸能として、ささら獅子舞や白子囃子が伝えられています。

コラム：郷土の偉人を輩出した和光市

日本を代表する童謡詩人である清水かつらは、新倉村や白子村（現在の和光市）に暮らし、武蔵野の自然と子供の純真さを愛して作詩した数々の童謡をつくりました。

日本を代表する児童文学作家である大石真もまた、白子村で大正 14 年に生まれ、数々の児童文学作品を生み出し、日本の児童文学界に多くの功績を残しています。

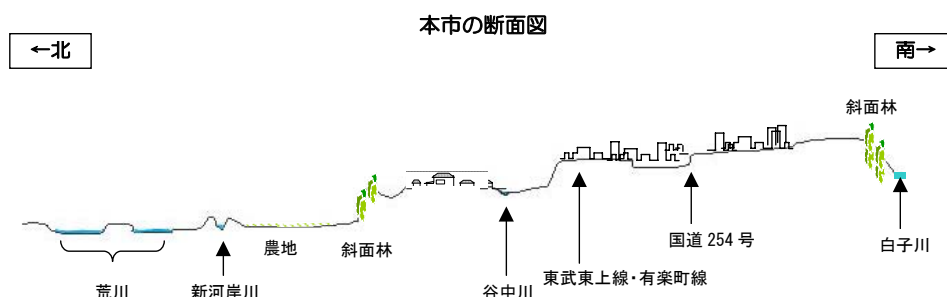
郷土の偉人たちは、当時の本市ののどかな風景をもとに着想し、子供たちにその大切さを伝えたかったのかもしれない。

なお、白子コミュニティセンターでは、二人の作品などを展示しています。

(3) 景観要素別の現況（自然的要素）

ア 地形（台地、低地、坂道、眺望）

本市の地形は北側の低地と南側の台地とに大きく区分され、境は5～10mの落差を持つ、比較的急勾配の斜面地となっており、斜面林が随所に残っています。市域の北側には〇〇坂と名付けられた坂道が多く存在します。また、富士山や秩父連山を眺望することができる場所となっています。



イ 河川・湧水

(ア) 河川

本市の河川は、県内の主要河川である荒川とその支流で構成されます。市域の北端部に位置する荒川は、新河岸川を伴って東流しています。その新河岸川に合流するのが、越戸川と白子川であり、越戸川は谷中川を支流に持っています。



荒川



白子川



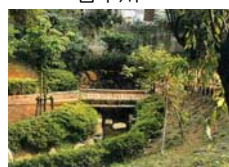
谷中川



柿ノ木坂湧水公園

(イ) 湧水

台地と低地の境に湧水地が見られ、公園として整備されている場所もあります。



坂下湧水公園



白子湧水

ウ 緑（斜面緑地、屋敷林等の緑、街路樹）

(ア) 斜面緑地

北側の崖線や、白子川周辺の台地に深く切り込んだ低地部に沿って見られます。これらの斜面緑地の多くは民有地にあります。

市内には5箇所の市民緑地「ふれあいの森」と午王山特別緑地保全地区があります。



新倉ふれあいの森



西本村ふれあいの森

(イ) 屋敷林等の緑

民家の屋敷林、畑・庭先の緑、生け垣などは、私的なスペースではありますが、本市の景観を構成する重要な要素です。

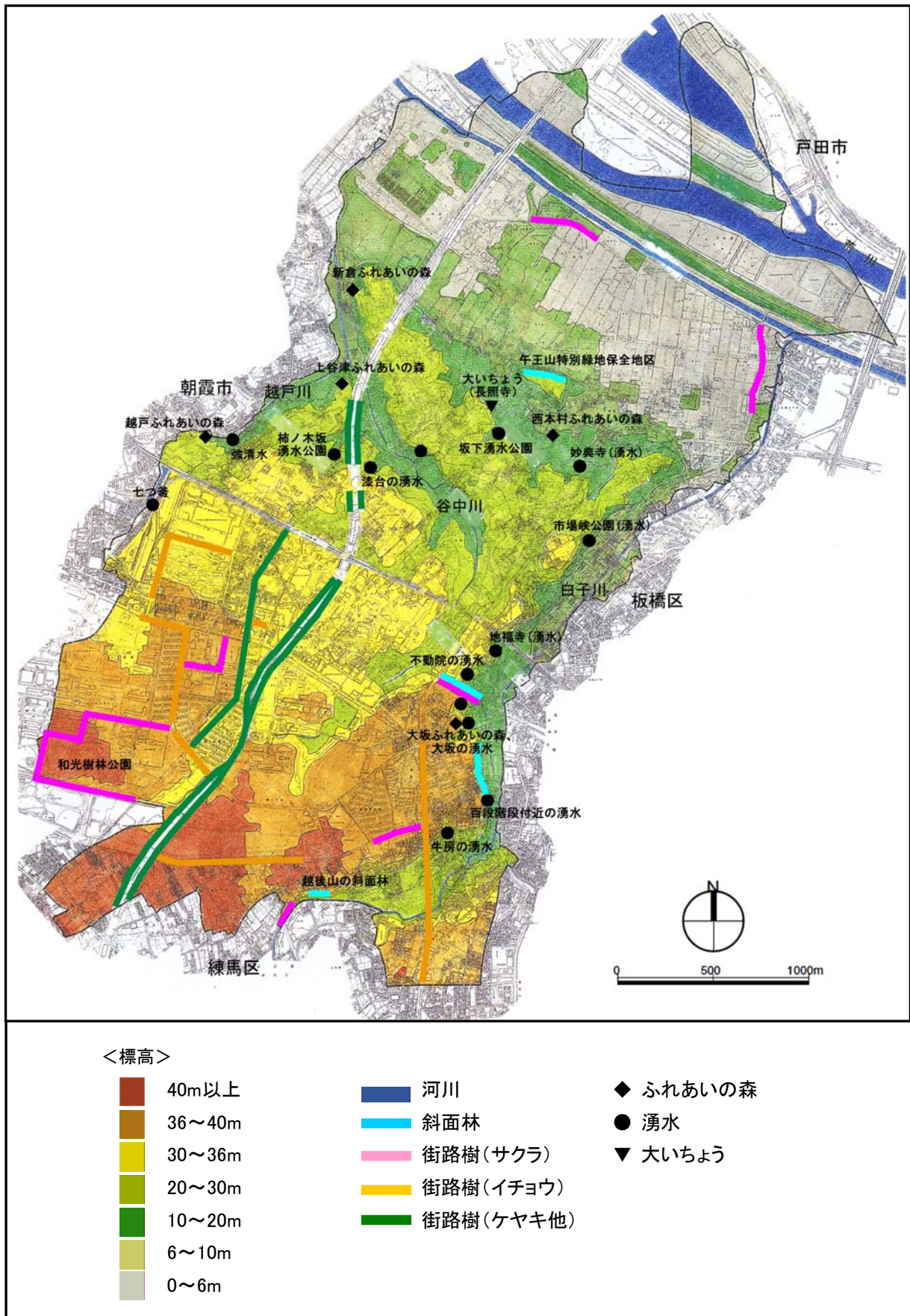
(ロ) 街路樹

市街地を東西南北に通る主要道路や東京外かく環状道路の沿道など、交通の骨格となる道路では、街路樹整備が進められ、線上につながった緑が見られます。



新河岸川付近の桜並木

●主な自然景観資源



資料) 和光市都市景観形成基本計画、和光市ふるさとガイドマップより作成

(4) 景観要素別の現況（人工的要素）

ア 道 路

本市においては、東京都心部と川越方面とを結ぶ国道 254 号と、東京の外郭を環状方向に結ぶ東京外かく環状道路との、大きく 2 つの方向の道路が主要な軸を形成しています。

また、南北に縦断する県道練馬・川口線があります。



国道 254 号

イ 鉄道・駅

鉄道は、東京都内から放射線方向に伸びる東武東上線と東京メトロ有楽町線・副都心線（副都心線は、平成 20 年 6 月 14 日に開業し、有楽町線と線路を共用しています。）があります。なお、市内唯一の駅として和光市駅があります。



和光市駅南口

ウ 橋 梁

本市には、荒川や白子川などの大小 5 本の河川があり、数多くの橋梁が架けられています。

荒川と新河岸川に架かる東京外かく環状道路の橋梁である幸魂大橋は、幅のある豊かな河川敷という位置と斜張橋という特徴的な形態から本市のシンボル景観となっています。



幸魂大橋

エ 公 園

本市の公園は、和光樹林公園、荒川河川敷運動公園などの、異なる規模や内容のものがあります。

また、湧水がある公園（柿ノ木坂湧水公園、坂下湧水公園）など、特徴的な公園が市域内に分布しています。



和光樹林公園

オ ランドマークとなる建物及びその周辺環境

市内には、C I ハイツ※や西大和団地などの集合住宅をはじめ、理化学研究所、税務大学校、司法研修所、本田技研工業和光ビル※、埼玉病院、目白大学大学院などの大規模な建物があります。また、市役所や市民文化センター（サンアゼリア）、総合体育館、総合福祉会館、中央公民館※などのまちのシンボルとなる公共施設があります。

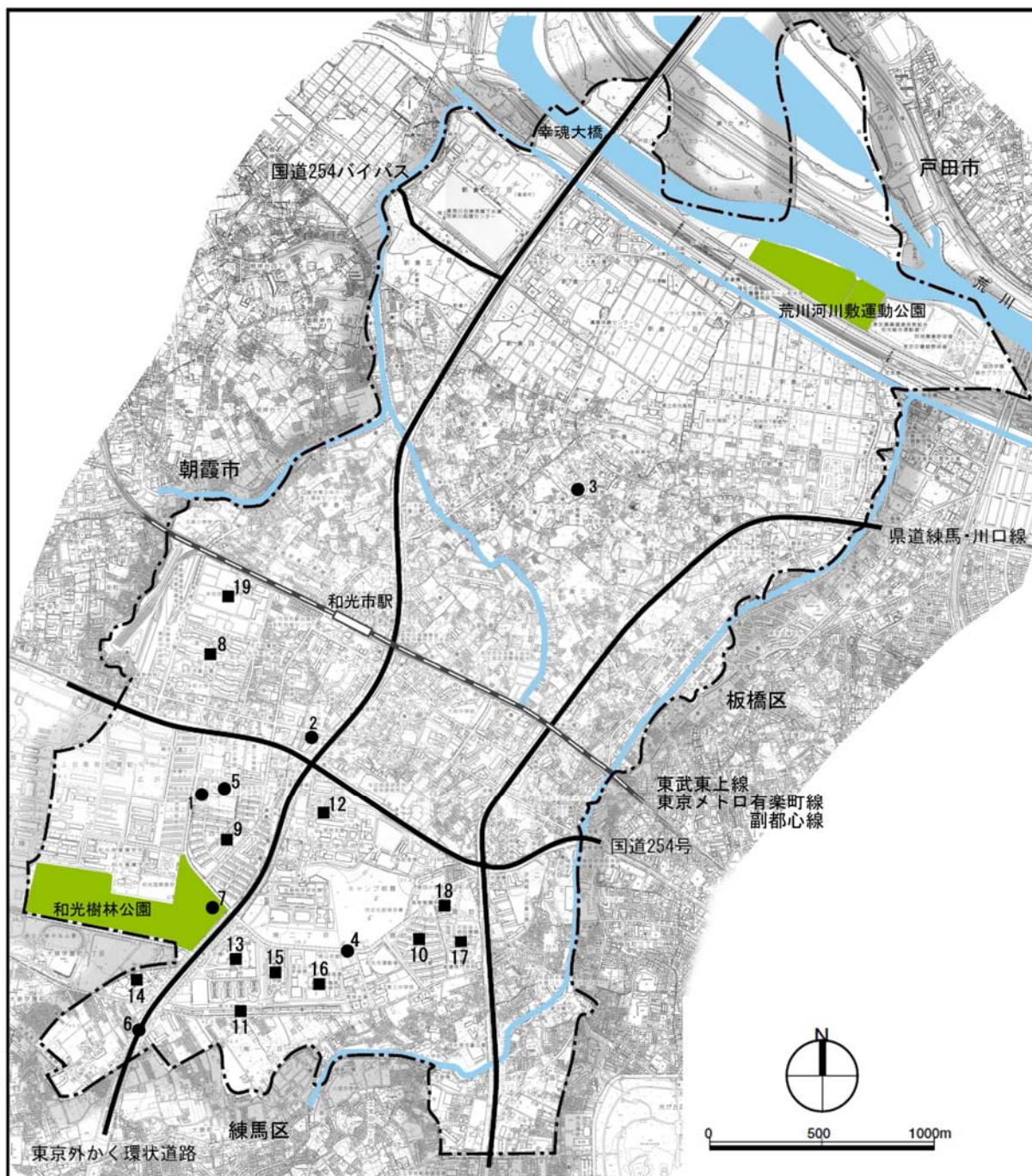
このような建物は、周辺の環境と調和しながら、地域が目印となるランドマークとして存在しています。



税務大学校

※印は、埼玉県による「彩の国景観賞」を受賞しています。

●主な都市景観資源



主な建物(市の施設) ●		主な建物(市の施設以外) ■	
① 和光市役所		⑧ CIハイツ	⑮ 国立保健医療科学院
② 中央公民館		⑨ 西大和団地	⑯ 裁判所職員総合研修所
③ 坂下公民館		⑩ 諏訪原団地	⑰ 埼玉病院
④ 南公民館		⑪ 南大和団地	⑱ 目白大学大学院
⑤ 市民文化センター(サンアゼリア)		⑫ 理化学研究所	⑲ 本田技研工業和光ビル
⑥ 総合福祉会館		⑬ 税務大学校	
⑦ 総合体育館		⑭ 司法研修所	

(5) 景観要素別の現況（暮らし・歴史文化的要素）

ア 歴史・文化

(7) 社 寺

古くは天平時代に始まったと伝えられ、中には由緒あるものも見られます。主なものとしては、吹上観音堂や壱鑑禅寺、長照寺、地福寺、妙典寺などがあります。



吹上観音堂

(4) 遺 跡

主なものとしては、縄文時代中期の貝塚である吹上貝塚（白子）、弥生時代から古墳時代、平安時代にかけての遺構が出土する午王山遺跡（新倉）などがあります。



午王山遺跡

(9) 歴史的建造物

建造物をみると、江戸時代の豪農・柳下家の長屋門（白子）などがあり、往時の雰囲気を与えています。旧川越街道をはじめとする旧街道沿いに分布しています。



長屋門

(エ) 施設跡

明治 19 年に開校した学校教育史上重要な意味を持つ東輝学校跡やうけら庵跡などがあります。

(カ) 墓・仏像等

下新倉村の領主・旗本の酒井壱岐守忠重の墓として建てられた五輪塔、全国的にも珍しい百庚申、個性的な姿を持つ馬頭観音などがあります。



五輪塔

(キ) 街道跡

街道跡（旧街道）は、陸運の主要な軸として隆盛を誇っていました。旧川越街道、引又（現在の志木）への“買い物道”であった引又道などがあります。白子地区は、旧川越街道の宿駅の一つとして白子宿が置かれ、にぎわいをみせましたが、現在、その面影を伝える商家なども見られます。



白子宿

(ク) 新倉ふるさと民家園

2,000 m²（約 600 坪）の敷地を持ち、茅葺屋根の旧富岡家住宅（推定 300 年前の建築物）が市の指定文化財に指定されています。



新倉ふるさと民家園

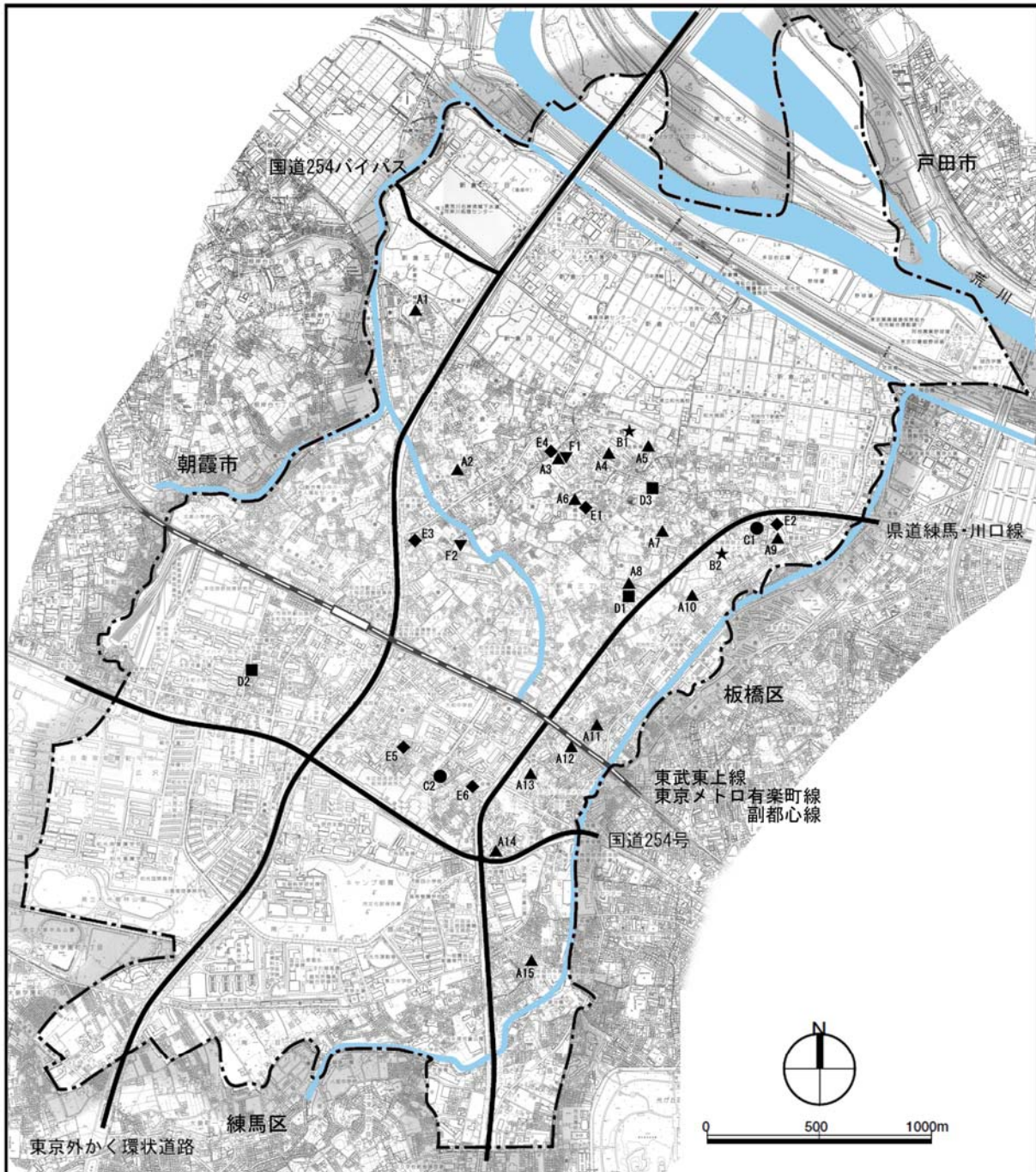
イ 民俗・芸能

ささら獅子舞、白子囃子、和光太鼓、ゆかりの文化人（童謡詩人清水かつら、児童文学作家大石真）などの地域文化資源があります。



ささら獅子舞

●主な歴史文化的景観資源



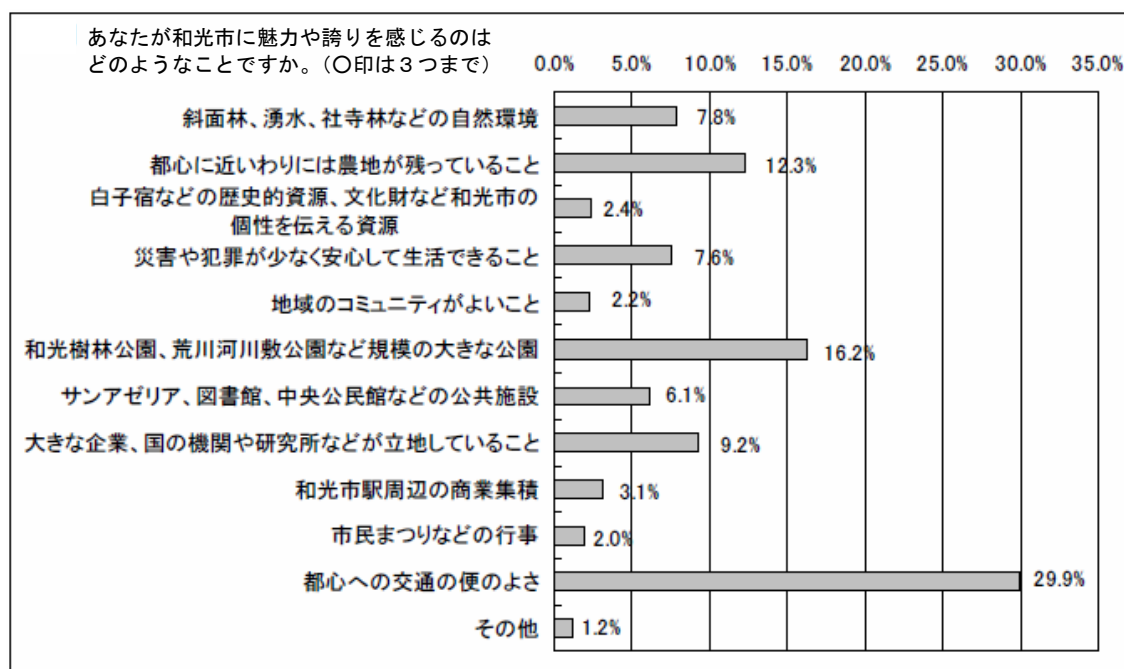
A. 社寺▲		B. 遺跡★		E. 墓・仏像等◆	
1	新倉氷川八幡神社	10	市場の稲荷社	1	五輪塔
2	医王山東林寺	11	成田山神護寺	2	百庚申
3	光明山長照寺	12	瑞応山地蔵院地福寺	3	不動明王
4	萬政山満願寺	13	熊野神社、神瀧山不動院	4	如意輪観音
5	祥光山金泉禅寺	14	諏訪神社	5	馬頭観音(くらやみ坂下)
6	台月山杏鑑禅寺	15	松竹山観音寺	6	馬頭観音(くらやみ坂上)
7	長光山妙典寺			F. その他▼	
8	下新倉氷川八幡神社			1	大いちょう
9	吹上観音堂			2	新倉ふるさと民家園
C. 歴史的建造物●		D. 施設跡■			
		1	東輝学校		
		2	うけら庵		
		3	長泉の酒蔵		

資料) 和光市都市景観形成基本計画より作成

(6) 景観に関わる市民の意識・活動

ア 意識調査からみた、景観に対する市民の意識

「和光市民意識調査」の結果では、「和光市に魅力や誇りを感じる」とについて聞いたところ、「都心への交通の便のよさ」に加え、「都心に近いわりには農地が残っていること」「斜面林、湧水、社寺林などの自然環境」など自然的要素を評価する回答が、比較的多く寄せられました。



(資料：平成 19 年度和光市民意識調査報告書)

イ 地域での景観づくり

NPOや市民団体により、フォーラムや学習会の開催のほか、緑・湧水の保全、植樹、自然環境調査、自然観察会など、景観づくりに関する様々な自主活動が行われています。

また、自治会等の地域団体が参加する和光市コミュニティ協議会では、連帯感豊かな地域社会、ふれあいの近隣社会、手づくりのまちづくりを主眼として、地域の輪を広げ、コミュニティ運動の推進を図るための活動を行っています。景観づくりや緑化の推進に係る活動として、市内の公共施設に花を植える「花いっぱい運動」などを実践しています。

(7) 景観づくりに当たっての課題

ア 愛着や誇りを持つことのできるまちづくり

和光市総合振興計画では、地域性を大切にしながら、まちづくりを実践するという基本理念を掲げています。

まちの特色や地域の個性を生かした景観づくりを進めることにより、魅力あるまちに対する市民の愛着や誇りを育み、緑豊かな環境を次世代に引き継いでいくことが期待されます。

イ 都市と自然の調和を図るまちづくりを進めること

将来を見据えない開発整備が進むならば、市内に残る崖線の緑や湧水、旧川越街道沿いや白子宿などの歴史文化を伝える地域資源に対して支障をきたすことが懸念されます。また、市の北側の低地部での不法投棄、周辺の景観に影響を及ぼすような資材置場等なども課題となります。

本市の変化に富んだ地形の基盤に成り立つ、多様な表情を見せるまちなみ景観を形成・継承していくことが必要です。そのため、建築物等の大きさや形態意匠、色彩の配慮のあり方、今後の開発・整備の方向について、将来を見据えていくことが必要です。

ウ 市民、事業者及び市の協働により景観づくりを進めること

近年、まちづくりに対する市民の関心が高まり、行政への市民参加やまちづくりにおける市民活動が活発化しつつあります。

今後は、市民、事業者及び市のそれぞれの自主的な取組と、三者の協働によるまちづくりを原則に、共通の認識を持ち、関心及び理解を深め、それぞれが景観づくりに関する活動をできるところから実践していくことが不可欠です。さらに地域での景観づくりを継続し、より発展させていくことで、市民の思い描くまちなみを実現していくことが期待されます。

第1章 景観計画区域

景観計画区域は、和光市全域とします。

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

1 景観づくりの目標

市民、事業者及び市が共通認識のもと、景観づくりに取り組んでいくことが大切です。
そこで、景観づくりにおける市民、事業者及び市の共通の目標を設定します。

●景観づくりの目標

まちに愛着を抱き、誇りに感じる
“都心に近い緑豊かなふるさと” 景観づくり

2 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を具体化するための基本方針は、次に示すとおりです。

(1) 都市と自然との調和を大切にする景観づくり

変化に富んだ地形の上に、それぞれ地域の個性的なまちなみの形成を図りながら、都市と自然との調和を大切にする景観づくりを目指します。

(2) 生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観づくり

地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動、学習活動などを通じて、特徴的な自然や史跡、文化財などの歴史的な資源を継承する景観づくりを目指します。

(3) 市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくり

潤いのある豊かな生活環境の形成や産業の振興に寄与し、市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくりを目指します。

(4) 市民、事業者及び市の協働による景観づくり

市民、事業者及び市の各主体がそれぞれの役割を果たしながら、三者の協働による景観づくりを目指します。

3 景観づくりの方針

(1) 変化に富んだ地形の上に成り立つ基調景観の形成

ア 北側低地

荒川沿いの低地部に広がる農地を背景とした「安らぎを感じる広々とした景観」を形成します。

イ 北側台地

地形を生かしながら多様な樹林を背景に、「歴史的な環境と調和する住宅地景観」を形成します。

ウ 鉄道沿南台地

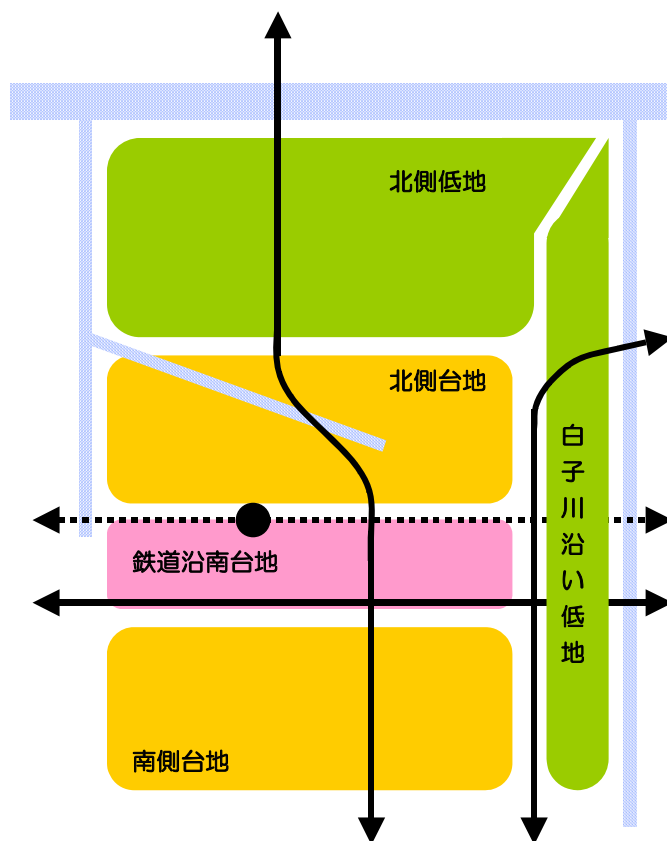
新旧の施設を背景に、新しい中心的な施設・空間が展開する「にぎわいのある市街地景観」を形成します。

エ 南側台地

まとまりのある樹林の中に、様々な施設や住宅地が溶け込み、まちなみを形成する「緑と調和した市街地景観」を形成します。

オ 白子川沿い低地

白子川沿いの斜面と樹林を背景とし、宿場町の面影を継承する「歴史的雰囲気具备了市街地景観」を形成します。



(2) まちなみの形成

ア 緑豊かな住宅地景観の形成・・・住宅系土地利用

住宅が広がる地域では、建築物等の大きさや形態意匠、色彩に配慮するとともに敷地内の緑化を推進し、周辺のまちなみと調和した落ち着いた住宅地景観を形成します。

低地と台地の境にある斜面林と一体となった湧水の周辺では、緑あふれる眺望に配慮します。

宿場や街道筋、社寺や史跡文化財などの歴史的・文化的資源が見られる地域では、建築物低層部の形態意匠に配慮し、界索性や歴史的雰囲気具备了住宅市街地景観を形成します。

イ にぎわいのある商業地景観の形成・・・商業業務系土地利用

和光市駅周辺の商業地では、建築物等の色彩などに配慮し、地域の発想を生かして魅力的で活気のあるまちなみを形成するとともに、周辺の住宅地との調和を図った市街地景観を形成します。

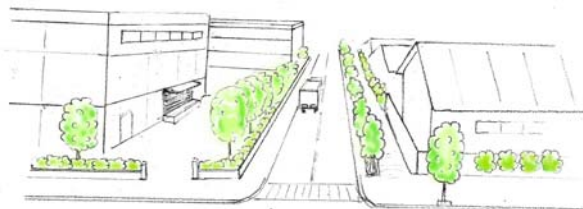
イメージ



ウ 周辺のまちなみと調和した市街地景観の形成・・・工業・流通業務系土地利用

工場や業務施設が立地する地域では、閉塞感や威圧感の軽減に配慮した色彩などに配慮し、周辺のまちなみとの調和に配慮した、落ち着いた市街地景観を形成します。

イメージ



エ 緑豊かでゆとりある市街地景観の形成・・・公益文教系土地利用

大規模な公的機関や研究所、学校等がまともって立地する地域では、ゆとりある敷地規模を生かした豊かな植栽を誘導し、ランドマークとなる建物を中心とした市街地景観を演出します。

イメージ

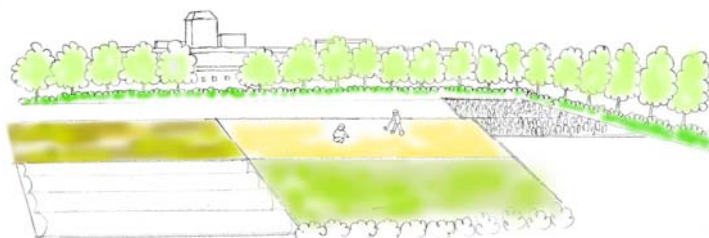


オ 安らぎを感じる広々とした景観の保全・・・農業系土地利用

荒川及び新河岸川の周辺では、農地の保全を図るとともに大らかな広がりを持つ景観を保全します。

また、北側台地端からの荒川を望む広々とした眺望景観を確保します。

イメージ



(3) 景観軸の形成

ア 駅前通り景観軸

和光市駅前の商業地から和光樹林公園に至る道路をまちのシンボリックな街路空間として位置付け、沿道のまちなみと一体となってまちの顔となる“駅前通り景観軸”を形成します。

イ 住宅地景観軸

住宅地内の主要な歩行者・自転車道では、日々の暮らしの中で身近に接し、まちへの愛着を育む住宅地内の景観軸として、豊かな緑を基調に、きめ細やかで表情の豊かな街路景観を形成します。

ウ 河川景観軸

荒川、新河岸川、白子川、越戸川及び谷中川の周辺では、潤いのある水辺空間と調和した景観を形成します。

エ 眺望景観軸

台地端斜面とこれに伴う斜面林により縁取られる“眺望景観軸”は、低地部を望む見晴らしを楽しむことができるよう、また、周辺からそれを見通すことができるよう眺望を確保します。

イメージ



(4) 景観拠点の形成

ア 中心市街地景観の拠点

和光市駅周辺は、市民生活を支える中心市街地として、魅力ある商業地と発展しつつあることから、本市への玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観を形成します。

イ 緑の拠点

荒川河川敷運動公園や和光樹林公園などの公園・緑地は、周辺との調和や公園内外からの眺望に配慮します。

また、低地と台地の境にある斜面林、点在する社寺林や屋敷林などのまとまった緑は、それぞれに期待される機能に応じて、保全・維持していくことを目指します。特に、湧水については、樹林と一体として保全します。

ウ 歴史・文化の拠点

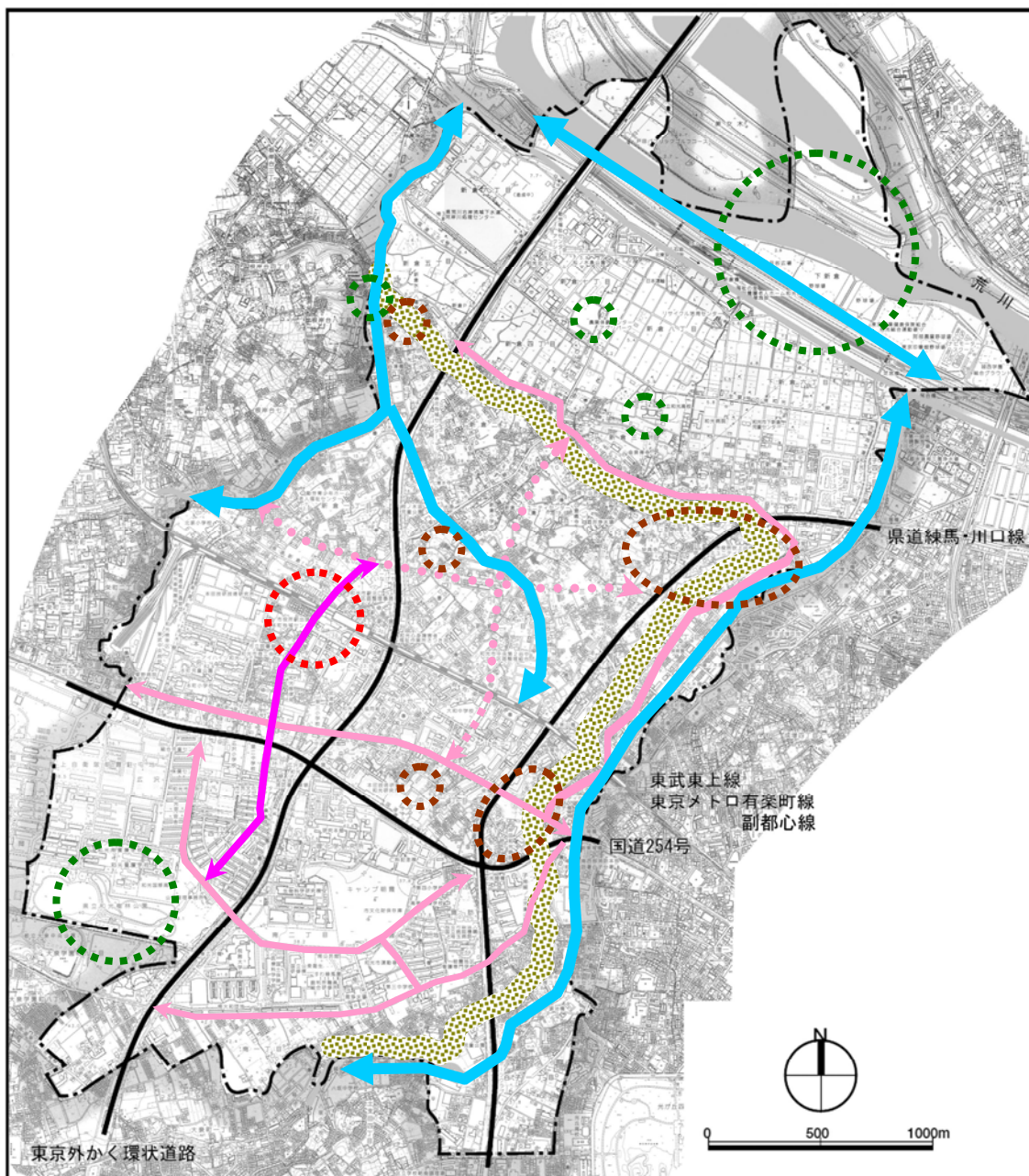
旧川越街道や白子宿などの宿場町の面影、社寺や古い民家などの建物は、歴史や文化を感じさせる地域資源として保存・継承するとともに、周辺の街路空間や住宅、緑などとの調和を図ります。

また、伝統芸能や和光市ゆかりの文化人の足跡を継承するような、テーマ性を持った景観を保全・創出します。

イメージ



● 景観軸と景観拠点



【凡例】

景観軸

- 駅前通り景観軸
- 住宅地景観軸
- ... 住宅地景観軸（都市計画道路）
- 河川景観軸
- ... 眺望景観軸

景観拠点

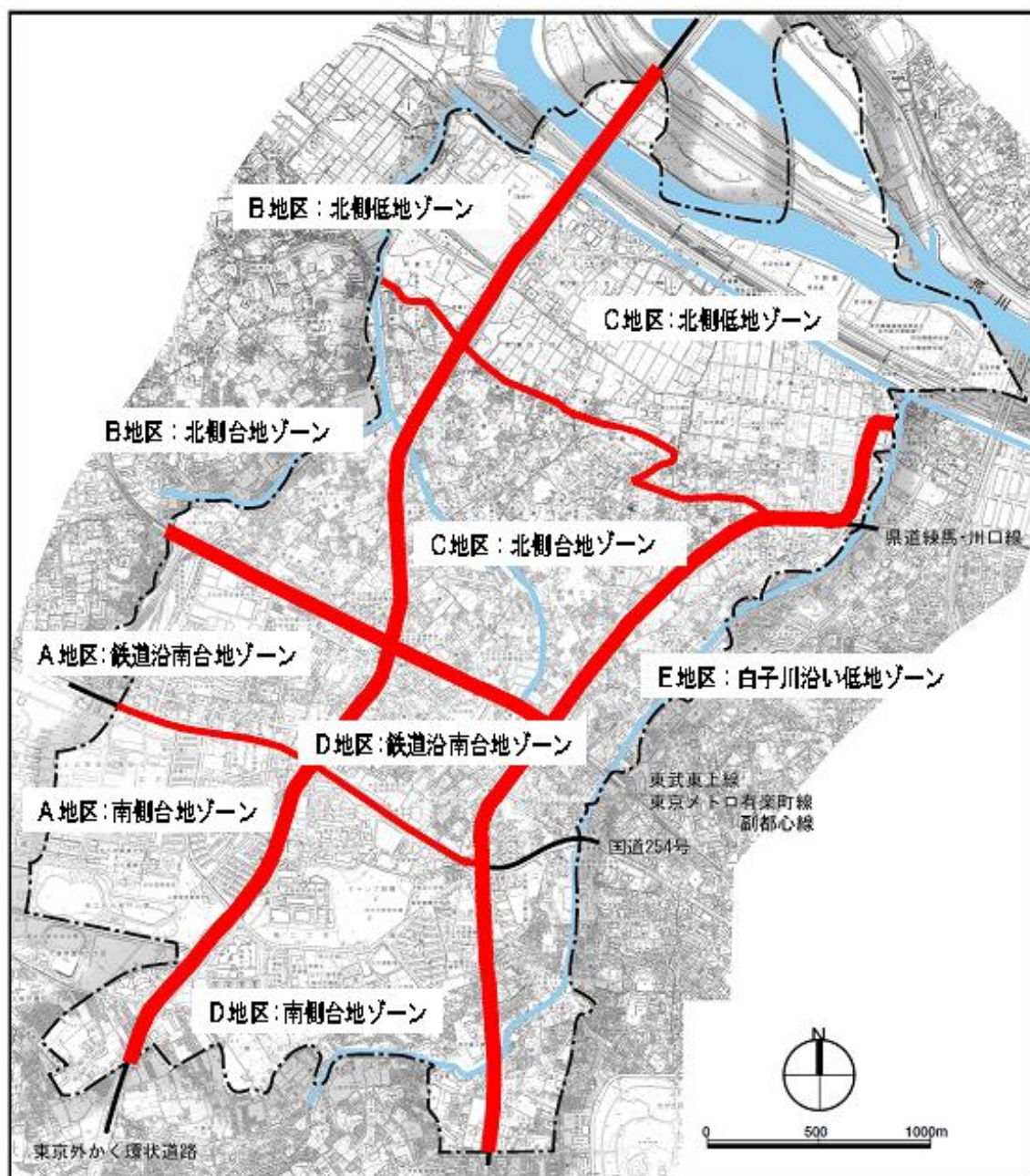
- ... 中心市街地景観の拠点
- ... 緑の拠点
- ... 歴史・文化の拠点

4 ゾーン別の景観形成方針

(1) 9つのゾーン区分

本市の景観づくりにおいてまちづくりとの連携を図るため、都市計画マスタープランで設定している地区区分を基本とし、9つのゾーン別の景観形成方針を設定します。

●ゾーン区分



(2) ゾーン別の景観形成方針

ア A地区：鉄道沿南台地・・・にぎわいのある市街地景観

- (ア) 和光市駅周辺の商業地一帯における本市への玄関口及び本市全体の市街地構造の要となる中心市街地景観の形成
- (イ) 駅前通りにおける建築物の正面の外観、商業看板、街路デザインなど、沿道や周辺のまちなみとが一体となった街路空間の形成
- (ウ) 様々な用途の建物が互いに共存した、調和のあるまちなみの形成
- (エ) 国道254号や東京外かく環状道路などの幹線道路沿いの、後背の土地利用と調和した統一感のある沿道景観の形成
- (オ) 事業所の社屋や集合住宅、鉄道の車両基地などランドマークとなる建物・施設を中心とし、周辺での緑豊かなまちなみの形成

イ A地区：南側台地・・・緑と調和した市街地景観

- (ア) 市役所や市民文化センター、総合体育館、総合福祉会館などの公共施設、大規模な集合住宅など、ランドマークとなる建物・施設を中心とし、周辺での緑豊かなまちなみの形成
- (イ) 和光樹林公園の周辺において、緑との調和に配慮したまちなみの形成、公園内外からの眺望への配慮
- (ウ) 国道254号や東京外かく環状道路などの幹線道路沿いの、後背の土地利用と調和した統一感のある沿道景観の形成

ウ B地区：北側低地・・・安らぎを感じる広々とした景観

- (ア) 越戸川の河川沿いの水辺空間との調和に配慮したまちなみの形成
- (イ) 東京外かく環状道路、国道254号バイパスの幹線道路を活用した緑豊かな都市景観の形成
- (ウ) 下水処理場上部空間を利用した公園内外からの眺望が緑豊かな空間形成となるよう配慮
- (エ) 和光北インター周辺における新産業、物流機能等を主体とした市街地景観の形成

エ B地区：北側台地・・・歴史的な環境と調和する住宅地景観

- (ア) 緑に包まれ、周辺のまちなみと調和した落ち着いた住宅地景観の形成
- (イ) 新倉氷川八幡神社などの社寺、古い民家などの歴史的文化的資源の保存・継承、周辺での落ち着いた街路空間やまちなみの形成
- (ウ) 越戸川や谷中川の河川沿いの水辺空間と調和するような建築物等の誘導、敷地内の緑化
- (エ) 東京外かく環状道路などの幹線道路沿いの、後背の土地利用と調和した統一感のある沿道景観の形成

オ C地区：北側低地・・・安らぎを感じる広々とした景観

- (7) 北側低地一帯にある農地の保全、広々とした周辺の景観に違和感なく調和するような建築物等の誘導
- (4) 大らかな広がりを持つ景観を背景に、荒川や新河岸川を望む眺望の確保
- (9) 水辺や農地のあるのどかな環境を生かし、市民農園（アグリパーク）や荒川河川敷運動公園などの市民のための憩いの空間の保全
- (5) 東京外かく環状道路などの幹線道路沿いの、後背の土地利用と調和した統一感のある沿道景観の形成
- (4) 台地端の斜面や斜面林を見通すことができるような威圧感のない建築物等の誘導
- (8) 和光北インター周辺における新産業、物流機能等を主体とした市街地景観の形成

カ C地区：北側台地・・・歴史的な環境と調和する住宅地景観

- (7) 緑に包まれ、周辺のまちなみと調和した落ち着いた住宅地景観の形成
- (4) 台地端斜面と斜面林の保全、低地部を望む眺望の確保、湧水と樹林地との一体的な保全
- (9) 谷中川の水辺空間と調和するような建築物等の誘導、敷地内の緑化
- (5) 長照寺や妙典寺、壱鑑禅寺、下新倉氷川八幡神社などの社寺、古い民家などの歴史的文化的資源の保存・継承、歴史の雰囲気と調和した周辺の建築物等の誘導
- (4) 伝統芸能であるささら獅子舞の継承
- (8) 県道練馬・川口線や国道 254 号や東京外かく環状道路などの幹線道路沿いの、後背の土地利用と調和した統一感のある沿道景観の形成

キ D地区：鉄道沿南台地・・・にぎわいのある市街地景観

- (7) 良好な駅周辺のにぎわいにつながる住宅地として、良好な環境の活気ある駅周辺の住宅地景観の形成
- (4) 県道練馬・川口線や国道 254 号や東京外かく環状道路などの幹線道路沿いの、後背の土地利用と調和した統一感のある沿道景観の形成
- (9) 馬頭観音や浅間神社などの社寺、古い民家などの歴史的文化的資源の保存・継承、旧川越街道沿いの歴史を感じさせるまちなみと調和した周辺の建築物等の誘導

ク D地区：南側台地・・・緑と調和した市街地景観

- (7) 緑に包まれ、周辺のまちなみと調和した落ち着いた住宅地景観の形成
- (4) 研究機関や研修施設、医療施設、教育施設などの大規模な施設、集合住宅など、ランドマークとなる建物・施設を中心とし、周辺での緑豊かなまちなみの形成
- (9) 台地端斜面と斜面林の保全、白子川沿いの低地部を望む眺望の確保、湧水と樹林地との一体的な保全
- (5) 白子川の水辺空間と調和するような建築物等の誘導、敷地内の緑化
- (4) 県道練馬・川口線や東京外かく環状道路などの幹線道路沿いの、後背の土地利用と調和した統一感のある沿道景観の形成

ケ E地区：白子川沿い低地・・・歴史的雰囲気具备了市街地景観

- (7) 歴史系景観資源を生かし、住宅を主体とする様々な施設（機能）が共存するような界限性のある住宅地景観の継承
- (i) 白子宿の面影を伝え、旧川越街道沿いの歴史を感じさせるまちなみと調和した周辺の建築物等の誘導、テーマ性を持ったまちなみの演出
- (ii) 吹上観音、市場（豊川）稲荷神社、熊野神社、地福寺などの社寺、古い民家などの歴史的文化的資源の保存・継承
- (e) 台地端斜面と斜面林の保全、白子川沿いの低地部を望む眺望の確保、湧水と樹林地との一体的な保全
- (f) 台地端の斜面や斜面林を見通すことができるような威圧感のない建築物等の誘導
- (k) 白子川の水辺空間と調和するような建築物等の誘導、敷地内の緑化
- (x) 県道練馬・川口線や国道 254 号などの幹線道路沿いの、後背の土地利用と調和した統一感のある沿道景観の形成

景観づくりの目標

まちに愛着を抱き、誇りに感じる
“都心に近い緑豊かなふるさと”

景観づくり

(市民、事業者及び市の共通の目標)

景観づくりの基本方針

(1) 都市と自然との調和を大切にする

景観づくり

変化に富んだ地形の上に、それぞれ地域の個性的なまちなみの形成を図りながら、都市と自然との調和を大切に景観づくりを目指します。

(2) 生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観づくり

地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動、学習活動などを通じて、特徴的な自然や史跡、文化財などの歴史的な資源を継承する景観づくりを目指します。

(3) 市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくり

潤いのある豊かな生活環境の形成や産業の振興に寄与し、市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくりを目指します。

(4) 市民、事業者及び市の協働による景観づくり

市民、事業者及び市の各主体がそれぞれの役割を果たしながら、三者の協働による景観づくりを目指します。

景観づくりの方針の体系

変化に富んだ地形の上に成り立つ基調景観の形成

ア 北側低地

荒川沿いの低地部に広がる農地を背景とした「安らぎを感じる広々とした景観」を形成。

イ 北側台地

地形を生かしながら多様な樹林を背景に、「歴史的な環境と調和する住宅地景観」を形成。

ウ 鉄道沿南台地

新旧の施設を背景に、新しい中心的施設・空間が展開する「にぎわいのある市街地景観」を形成。

エ 南側台地

まとまりのある樹林の中に、様々な施設や住宅地が溶け込み、まちなみを形成する「緑と調和した市街地景観」を形成。

オ 白子川沿い低地

白子川沿いの斜面と樹林を背景とし、宿場町の面影を継承する「歴史的雰囲気を与えた市街地景観」を形成。

まちなみの形成

ア 緑豊かな住宅地景観の形成…住宅系土地利用

住宅が広がる地域⇒建築物等の大きさや形態意匠、色彩に配慮。敷地内の緑化の推進。周辺のまちなみと調和した落ち着いた住宅地景観の形成。
斜面林と一体となった湧水の周辺⇒緑あふれる眺望に配慮。

歴史的・文化的資源が見られる地域⇒建築物低層部の形態意匠に配慮。境界性や歴史的雰囲気を与えた住宅市街地景観の形成。

イ にぎわいのある商業地景観の形成…商業業務系土地利用

和光市駅周辺の商業地⇒建築物等の色彩などに配慮。地域の発想を生かして魅力的で活気のあるまちなみの形成。周辺の住宅地との調和を図った市街地景観の形成。

ウ 周辺のまちなみと調和した市街地景観の形成…工業・流通業務系土地利用

工場や業務施設が立地する地域⇒閉塞感や威圧感の軽減に配慮した色彩などに配慮。周辺のまちなみとの調和に配慮した、落ち着いた市街地景観の形成。

エ 緑豊かでゆとりある市街地景観の形成…公益文教系土地利用

大規模な公的機関や研究所、学校等がまとまって立地する地域⇒ゆとりある敷地規模を生かした豊かな植栽の誘導。ランドマークとなる建物を中心とした市街地景観の演出。

オ 安らぎを感じる広々とした景観の保全…農業系土地利用

荒川及び新河岸川の周辺⇒農地の保全。大らかな広がりを持つ景観の保全。北側台地端からの荒川を望む広々とした眺望景観の確保。

景観軸の形成

ア 駅前通り景観軸

和光市駅前の商業地から和光樹林公園に至る道路⇒沿道のまちなみと一体となり、まちの顔となる景観軸の形成。

イ 住宅地景観軸

住宅地内の主要な歩行者・自転車道⇒豊かな緑を基調に、きめ細やかで表情の豊かな街路景観の形成。

ウ 河川景観軸

荒川、新河岸川、白子川、越戸川及び谷中川の周辺⇒潤いのある水辺空間と調和した景観の形成。

エ 眺望景観軸

台地端斜面とこれに伴う斜面林⇒低地部を望む見晴らしと、周辺からの見通しのできる眺望の確保。

景観拠点の形成

ア 中心市街地景観の拠点

和光市駅周辺⇒本市への玄関口などとなる景観の形成

イ 緑の拠点

公園・緑地
⇒周辺との調和や公園内外からの眺望に配慮
斜面林、杜寺林、屋敷林など
⇒保全・維持、湧水と樹林の一体的保全

ウ 歴史・文化の拠点

宿場町の面影、杜寺や古い民家などの建物
⇒歴史や文化を感じさせる地域資源として保存・継承、周辺の街路空間や住宅、緑などとの調和、テーマ性を持った景観の保全・創出

ゾーン別の景観形成方針

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限 に関する事項

1 良好な景観の形成のための行為の制限

「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に沿って、景観づくりを推進するため、建築物の建築等の規模や形態意匠、色彩などの点から景観への配慮を求める景観形成基準を設定します。

さらに、一定規模以上の建築物等については、届出対象行為を設定し、適切な誘導を図ります。また、外観の色彩等について、勧告及び変更命令を行うための基準を定めます。

2 良好な景観を形成するための届出対象行為

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次のいずれかに該当するものとします。

行 為	届出対象行為
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	ア 高さが 10mを超えるもの又は建築面積が 500 m²を超えるものの新築、増築若しくは改築、外観のうち各立面の面積の 3 分の 1 を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更 イ 面積が 1,000 m²以上の開発区域内における、それぞれの敷地での建築物の新築
工作物※の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 10mを超えるものの新設、増築若しくは改築又は外観のうち各立面の面積の 3 分の 1 を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	屋外において行う、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（和光市土砂等のたい積に関する条例（平成 18 年条例第 28 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）（以下「物件の堆積」という。）であって、当該物件の堆積に係る土地の面積が 500 m ² を超え、かつ堆積の高さが 1.5mを超えるもの

※工作物

工作物とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 1 項各号に掲げる工作物、第 2 項各号に掲げる工作物又は第 3 項各号に掲げる工作物をいいます。

(2) 適用除外

- ア 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項の都市公園の区域内で行う行為
- イ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の特別緑地保全地区の区域内で行う行為
- ウ 建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

3 景観形成基準

(1) 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項 目		基 準
配 置		ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 イ 崖地の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
規模、大きさ		ア 建築物の大きさは、周辺景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。 ウ 外観を構成するものは、周辺景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。
形態 意匠	外壁	ア 周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。 イ 特に歴史資源のある周辺では、歴史・文化・伝統の趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮すること。
	屋根	周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。
	屋外階段	建築物本体と調和した外形とすること。
	建築設備等	屋上設備や配管などの付帯設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。また、ルーバー等は建築物本体と調和する外形とすること。
	色彩	ア 建築物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準(「4 色彩の制限基準」参照)に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。 イ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。 ウ 商業業務系土地利用の地域では、アクセントカラーなどを適切に使用することにより、にぎわいの演出に配慮すること。 エ 工業・流通業務系土地利用及び公益文教系土地利用の地域では、建築物の外壁に極力低彩度の色彩を使用するように配慮すること。
その他	植栽等	ア 敷地内には、地域の景観に調和した樹種の植栽に配慮すること。道路等の公共空間に面する部分の植栽に配慮すること。 イ 緑化に当たっては、周辺景観との調和や崖線、農地、河川等の緑や街路樹等との連続性に配慮すること。 ウ 敷地内に残すべき自然(斜面林、湧水等)や歴史的な資源がある場合は、これらを生かした空間の形成とその保全に配慮すること。
	照明	ア 照明は、周辺景観との調和に配慮し、夜間景観を演出するような照明方法の工夫を行うこと。 イ 点滅する光源は避けるように配慮すること。
	外構	圧迫感のある閉鎖的な塀・擁壁を避けるように配慮すること。
	付属設備	駐車場やごみ置き場等は建築物本体と調和するような形態や意匠とするよう配慮すること。

(2) 工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項 目		基 準
配置		ア 周辺景観の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 イ 崖地の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。
規模、大きさ		ア 工作物の大きさは、周辺景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 イ 周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。 ウ 外観を構成するものは、周辺景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。
形態 意匠	外壁	周辺景観との調和に配慮し、素材を選択すること。
	色彩	ア 工作物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準(「4 色彩の制限基準」参照)に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。 イ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
その他	植栽等	敷地内には、地域の景観に調和した樹種の植栽に配慮すること。道路等の公共空間に面する部分の植栽に配慮すること。
	照明	ア 照明は、周辺景観との調和に配慮し、夜間景観を演出するような照明方法の工夫を行うこと。 イ 点滅する光源は避けるように配慮すること。

(3) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

項 目		基 準
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	物件の堆積	ア 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮へいすること。 イ 遮へい物を設置する場合、遮へい物の色彩は、周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準(「4 色彩の制限基準」参照)に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること。

4 色彩の制限基準

(1) 色彩の制限基準の適用について

色彩の制限基準は、次の事項について適用します。

- ア 「建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に係る景観形成基準
- イ 「工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に係る景観形成基準
- ウ 「物件の堆積」に係る景観形成基準

色彩の制限基準は、建築物の外壁又は工作物の表面及び屋根、物件の堆積の遮へい物における色彩等（マンセル表色系を用いて色彩を指定）について、土地利用区分ごとに規定します。ただし、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分には、適用しません。なお、敷地が対象となる土地利用区分をまたがる場合は、過半の敷地面積を有する対象区分を適用します。

参考：マンセル表色系による色彩の表し方

「マンセル表色系」では、ある色彩を「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

(1) 色相

色相は、色合いを表します。10色の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字を取ったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表します。

(2) 明度

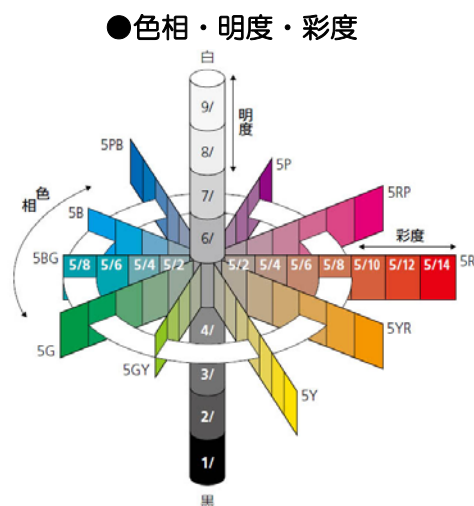
明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

(3) 彩度

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

(4) マンセル値

マンセル値は、これらの3つの属性を組み合わせで表記する記号です。



●マンセル値の表示例

こあーる	よんのじゅう
5 R	4 / 10
色相	明度 彩度

(2) 用途地域別の制限基準

ア 住宅系（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(イ 商業業務系に該当する地域を除く)）

外壁の基本色は、周囲のまちなみに違和感なく調和する低彩度の色彩とします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	4 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

イ 商業業務系（丸山台一丁目の近隣商業地域、商業地域）

外壁の基本色は、魅力的で活気に満ちたような色彩表現も必要となるため、比較的幅広い範囲の色彩を用いることができるものとしますが、極端に派手な高彩度の色彩を避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

ウ 工業・流通業務系（準工業地域、工業地域(エ 公益文教系に該当する地域を除く)、工業専用地域）

外壁の基本色は、閉塞感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

エ 公益文教系（広沢の工業地域、広沢・南二丁目の用途地域が定められていない区域）

外壁の基本色は、閉塞感や威圧感を軽減するよう明るい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 を超える	2 を超える
	2 以下	—
無彩色 N	2 以下	—

オ 農業系（用途地域が定められていない区域(エ 公益文教系に該当する地域を除く)）

外壁の基本色は、周囲の景観と違和感なく調和するよう、自然に近い穏やかな色彩とします。周辺の緑によく映え、汚れも目立ちにくい低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に明るい高明度及び極端に暗い低明度の色調は避けることとします。

色 相	明 度	彩 度
黄赤系、黄系 7.5R から 7.5Y	9 以上	—
	2 を超える 9 未満	4 を超える
	2 以下	—
赤系 7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 黄緑系 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	9 以上	—
	2 を超える 9 未満	4 を超える
	2 以下	—
緑系、青緑系、青系、青紫系、紫系、赤紫系 7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	9 以上	—
	2 を超える 9 未満	2 を超える
	2 以下	—
無彩色 N	9 以上	—
	2 以下	—

5 勧告基準

(1) 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象行為について、色彩の制限基準（「4 色彩の制限基準」参照）に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは勧告を行うことができるものとします。

(2) 物件の堆積

届出対象行為について、次のいずれかに該当すると認めるときは勧告を行うことができるものとします。

ア 堆積の高さが3mを超えるとき。

イ 遮へい物がなく、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。

ウ 遮へい物の色彩について、色彩の制限基準（「4 色彩の制限基準」参照）に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき。

6 変更命令基準

建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の行為に係る届出対象行為について、色彩の制限基準（「4 色彩の制限基準」参照）に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるときは変更命令を行うことができるものとします。

第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物

(1) 景観重要建造物

本市の景観づくりを進めるに当たり、良好な景観を形成している又は形成することが望ましい重要な建造物については、次の(2)に掲げる指定の方針により、景観重要建造物に指定します。また、所有者からの指定提案を受けた場合においても、次の(2)に掲げる指定の方針により、景観重要建造物に指定します。

景観重要建造物として指定を受けることによって、所有者は適切な管理をすることが求められます。また、建築物又は工作物の増改築、移転、除却、修繕に際して、市長の許可を受けることが必要となります。

なお、景観重要建造物として指定を受けた建築物について、その位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、外観を維持するための範囲において建築基準法の制限の緩和措置の活用について検討を行います。

また、景観重要建造物の管理の負担の軽減を図るため、景観重要建造物の所有者への支援措置について検討を行います。

(2) 景観重要建造物の指定の方針

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの（敷地や建造物周辺の敷地内の工作物等も含む）

イ 道路など、公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの

ウ 景観重要建造物の指定は、当該建造物の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるものの

2 景観重要樹木

(1) 景観重要樹木

本市では、「和光市緑の保護および緑化の推進に関する条例」により、緑の保護及び緑化の推進に係る施策を推進してきました。今後、樹木の保全については、良好な景観の形成をも考慮し、これまでの施策を継続して推進していくものとします。

また、本市の景観づくりを進めるに当たり、良好な景観を形成している又は形成することが望ましい重要な樹木については、次の(2)に掲げる指定の方針により景観重要樹木に指定します。また、所有者からの指定提案を受けた場合においても、次の(2)に掲げる指定の方針により、景観重要樹木に指定します。

景観重要樹木として指定を受けることによって、それらの所有者は適切な管理をすることが求められます。また、伐採や移植に際して、市長の許可を受けることが必要となります。

なお、景観重要樹木の管理の負担の軽減を図るため、景観重要樹木の所有者への支援措置について検討を行います。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

- ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの
- イ 道路など、公共の場所から樹木の概ねの姿が容易に見えるもの
- ウ 景観重要樹木の指定は、当該樹木の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるもの

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

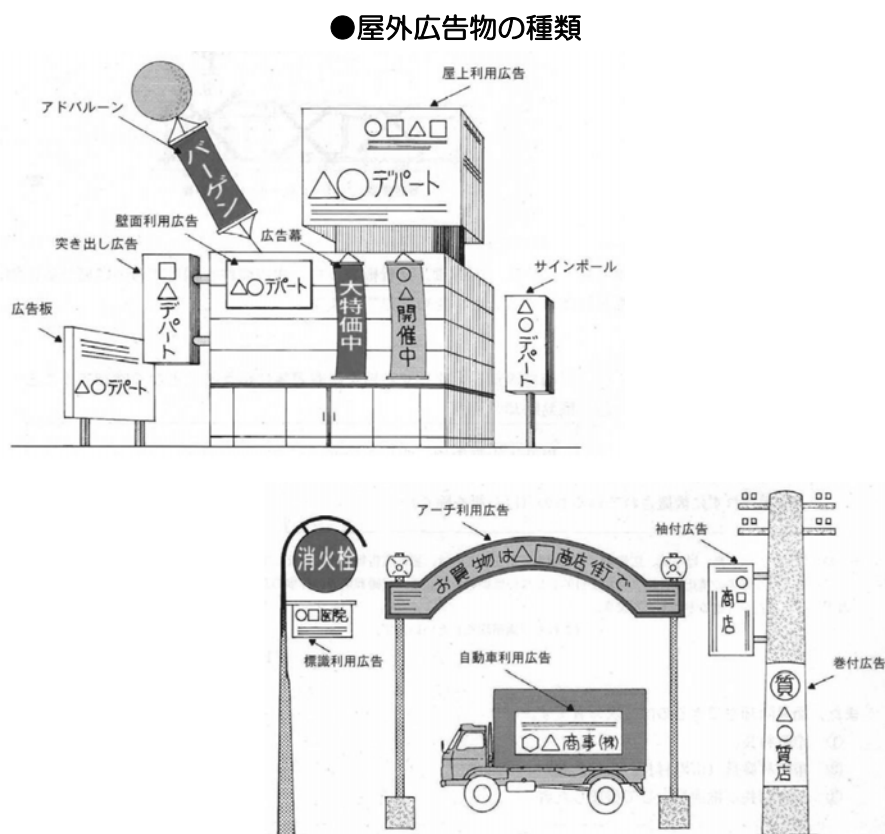
屋外広告物は、派手な色彩の使用や無秩序な設置により、良好な景観を大きく阻害する等、地域の景観形成における重要な要素となっています。

「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成の方針」に沿った景観づくりを推進するため、埼玉県屋外広告物条例を適切に運用し、屋外広告物の誘導を行っていきます。

また、地域の景観特性に応じた屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限について、将来的に検討を行うものとします。

参考：埼玉県屋外広告物条例の概要

埼玉県屋外広告物条例は、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示、設置、維持及び屋外広告業について、必要な規制を行っています。屋外広告物の掲出に当たっては、許可地域において知事の許可が必要になるとともに、屋外広告物の種類と掲出方法についての基準を設けています。



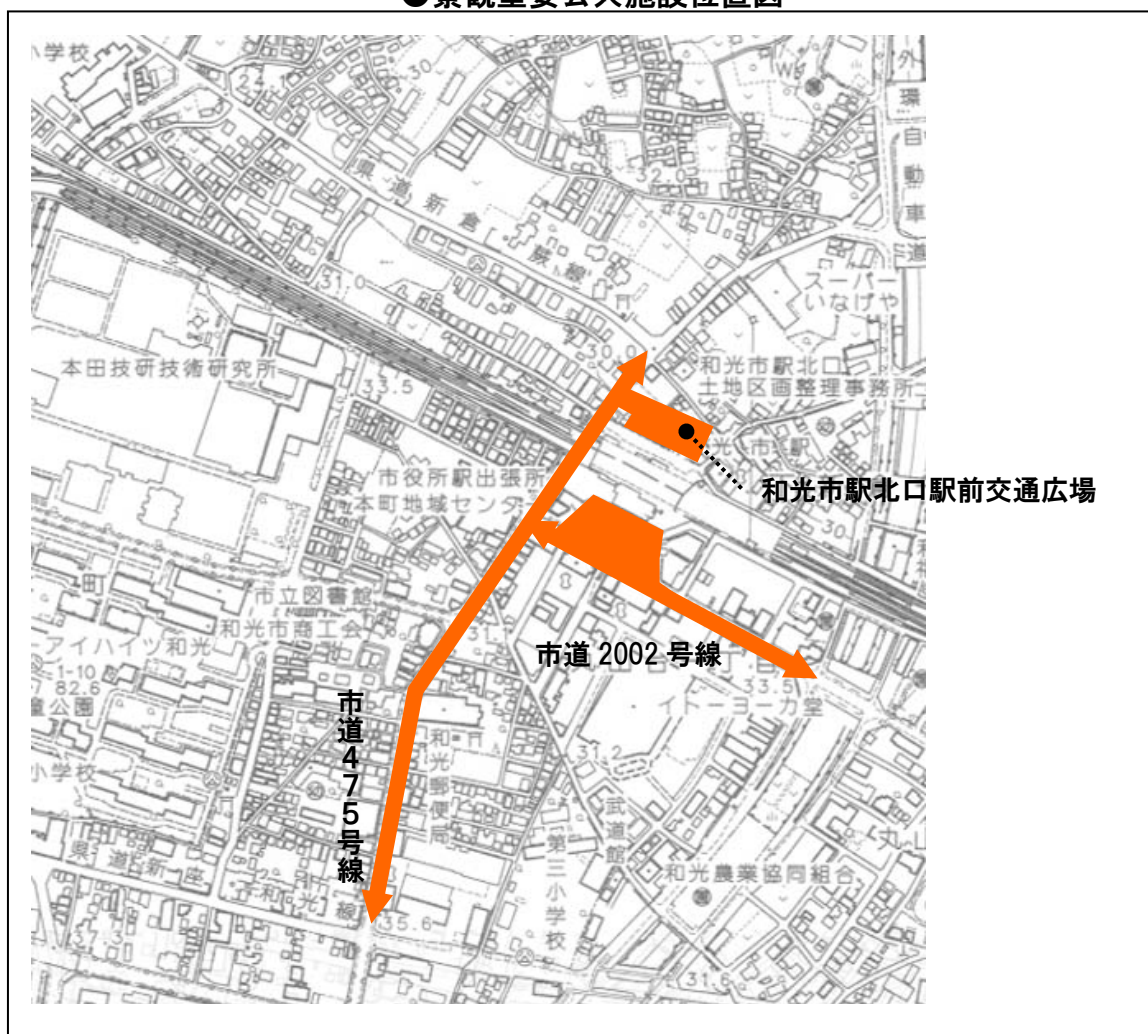
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路等の公共施設は、景観づくりに当たっての重要な要素の一つとなります。

次の施設を景観重要公共施設に位置付け、整備を行う際には、次の事項に取り組むものとします。

種別	景観重要公共施設	整備に関する方針
道路	市道 475 号線、 市道 2002 号線（市道 475 号線から東京外かく環状道路までの区間、和光市駅南口駅前交通広場含む）、 和光市駅北口駅前交通広場	本市の玄関口となる和光市駅前の南口・北口広場と、それに結節するこれらの道路は、中心市街地としてのシンボリックな場所として施設空間を形成します。 無電柱化を進めるとともに、環境に配慮した道路設備や舗装デザイン等を整備し、沿道や周辺のまちなみと調和する修景を図ります。

●景観重要公共施設位置図



第7章 景観づくりの推進

1 協働による景観づくり

本市の景観づくりは、まちづくりの主役である市民の取組があつて初めて実現するものです。事業者においては、地域社会の一員として積極的に貢献していくことが期待されます。そして、市は、市民や事業者による取組を適切に支えていく役割を果たします。

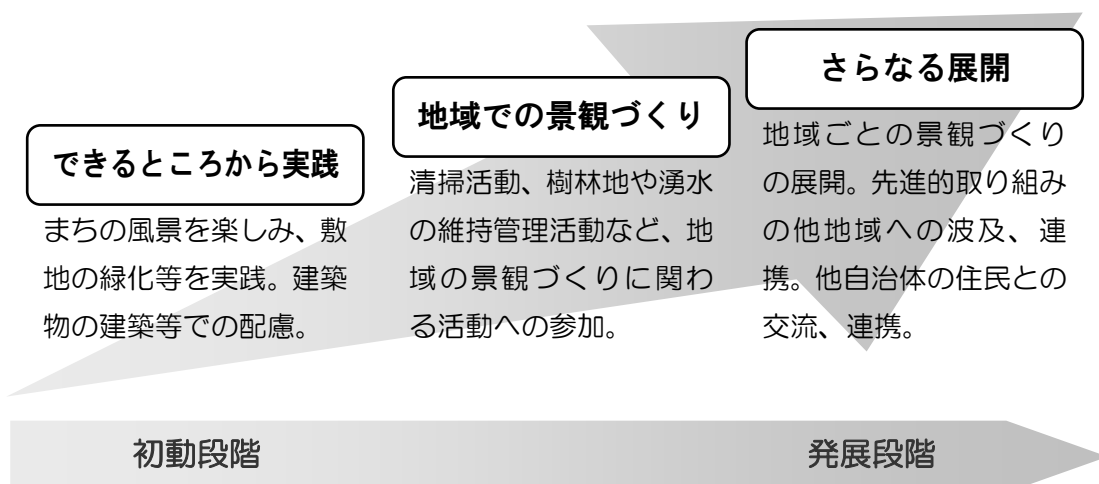
このように、市民、事業者及び市の三者の協働による景観づくりに、それぞれが積極的に関わっていくことを通じて、まちへの愛着や誇りを感じることでできるまちの実現につながることが期待されます。

2 できるところから始める景観づくり

「市内の四季折々の風景、多様な表情を見せるまちなみを楽しむ。」「庭や敷地に樹木を植え、草花を育てて楽しむ。」「建築物の建築等の際に景観に配慮する。」など、一人ひとりが景観づくりに関心を持ち、それぞれができることから実践してみることが、景観づくりの始まりです。

「身近な地域を見つめ、身近な公園などの清掃活動、樹林地や湧水の維持管理活動など、地域の景観づくりに関わる活動に参加、協力する。」「地域の住民や事業者が集まって、自分たちの地域のまちの景観について話し合い、考え、活動する。」など、それぞれの地域で景観づくりの取組の輪を広げ、地域の個性的なまちなみを実現し、さらに、本市全体の景観づくりに展開していくことが期待されます。

●協働による景観づくりへの道すじ



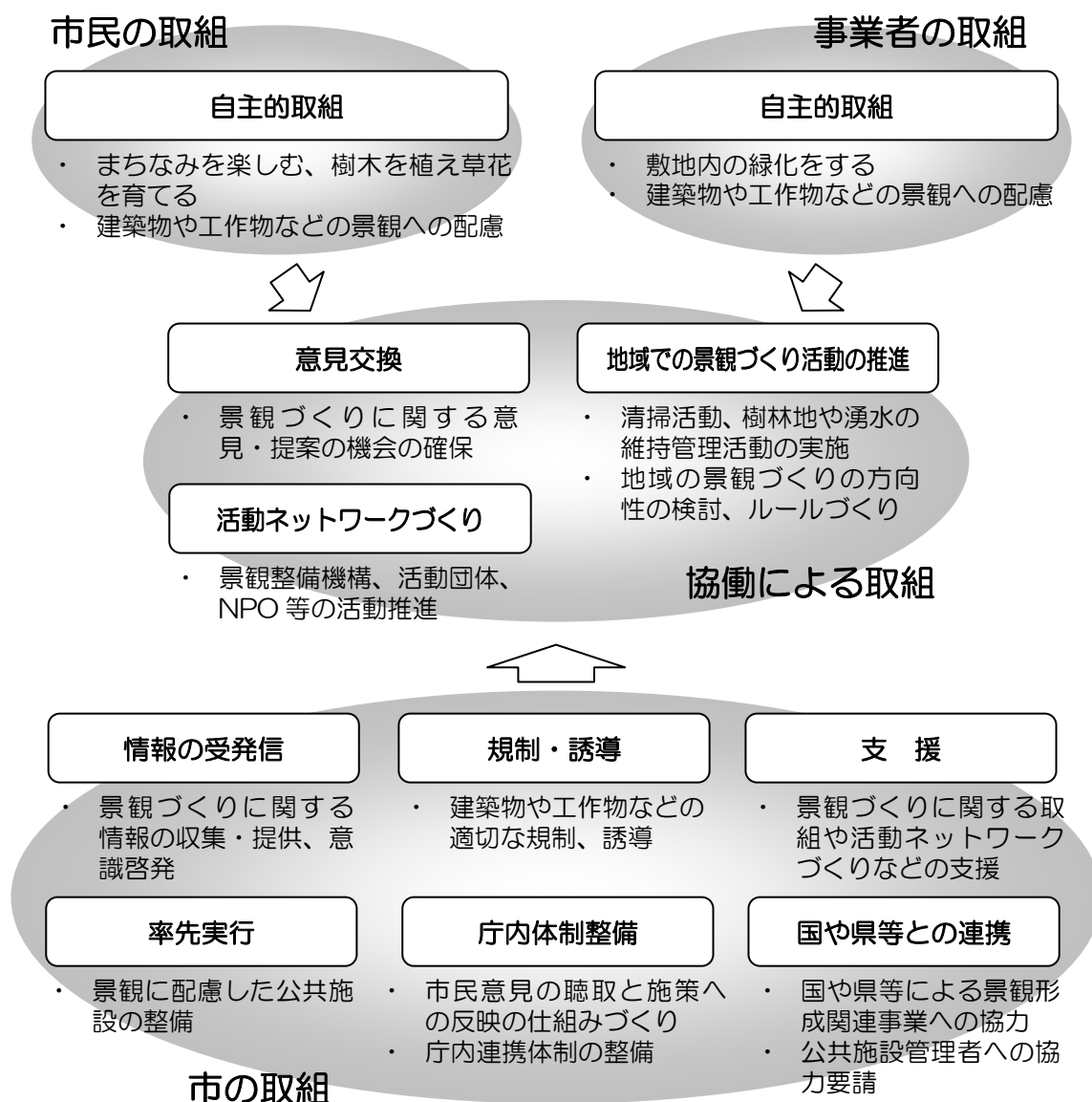
3 景観づくりを推進するための市の取組

市民のわがまちに対する誇りや愛着、景観づくりへの主体性を育んでいくために、景観づくりに関する関心及び理解を深めるための情報の提供や意識の啓発などを行います。地域での自主的な活動を広げていくために、各主体が話し合い、知恵を出し合う活動の後押しや、ネットワークづくりなどの手助けをするなどの支援を行います。

また、事業者に対しても景観づくりに関する情報の提供や意識の啓発を行い、土地の利用等の事業活動における景観づくりへの配慮などについて指導や助言を行うなどにより、景観づくりを推進します。

さらに、景観づくりは都市計画、環境保全、産業振興、地域振興、文化振興など、様々な行政分野に関わるテーマであることから、庁内各課の連携体制を整備します。公共施設の整備に当たっては、景観づくりに十分に配慮するとともに、景観づくりの見本となるように率先して取り組むものとしします。

●景観づくりの推進方策



4 計画の見直し

本計画については、社会情勢の変化等に対応しながら、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観づくりを図っていくため、必要に応じて見直しを行います。

なお、景観づくりの推進について調査審議するための機関として、和光市景観審議会を設置し、必要に応じて和光市景観審議会の意見を聴き、本計画の変更を行います。

●景観計画の変更の基本的な流れ

